

公文書公開決定通知書

17 高長 第166号

平成17年 8月30日

西三河後見ネット
代表 前本 好江 様

高浜市長 森 貞 述



平成17年 8月19日付けで公開の請求のありました公文書については、次のとおり公開することとしましたので、高浜市情報公開条例第8条第2項の規定により通知します。

公文書の名称等	成年後見制度に係る市長による審判の請求に関する以下の文書。 審判請求及び同制度利用支援事業に係る平成17年度予算の詳細(対象予定業務、想定件数、金額等)を記した文書。		
請求書受理年月日	平成17年 8月22日		
公開の日時及び場所	日	時	午前 午後
	年	月	日
	場	所	
担当課等	福祉部 長寿課 高齢者担当 電話 (0566) 52-9871		

- ~~注1 当日は、この通知書を持参の上、上記の公開場所までお越しください。~~
~~2 当日ご都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等までご連絡ください。~~

公文書不存在通知書

17 高長第 165 号

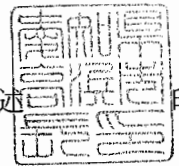
平成17年 8月 30日

西三河後見ネット

代表 前本 好江 様

実施機関

高浜市長 森 貞述 印



平成17年 8月19日付けで公文書公開請求書を提出されたところですが、下記のとおり請求の内容が記録された公文書がなく、当該公文書は公開できませんのでご了承願います。

記

理由

「平成16年4月以降に制定又は改正した市長による審判の請求手続を含む当該制度利用支援事業の詳細を定めた要綱、内規等。」についての文書は、定めていないため、存在しません。また「審判請求及び同制度利用支援事業に係る平成16年度の実績（件数及び費用）を記した文書。」についても、文書は存在いたしません。

ただし、平成16年度の請求実績（件数及び費用）としては、1件あり成年後見開始審判中立事件費用として164,470円を支出しており、また、これにともない本人負担分として54,600円徴収しております。

西三河後見ネット

代表 前本 好江 様

別紙公文書（部分）公開決定通知書の「公開の日時及び場所」欄については、写しの交付を郵送で希望されたため記載がされておられません。また、公開決定に係る公文書の写しの送付については、コピー手数料の納入（同封した納入通知書にてお願いします。）を確認後、写しを送付させていただきますので、ご了承ください。

なお、コピー手数料は、次のようになっていますので、よろしくお願いたします。（郵送用の切手は、すでにいただいております。）

① コピー手数料 30円（3枚×10円）

高浜市役所 福祉部長寿課 高齢者担当 鶴田
高浜市役所 福祉部福祉課 知的障害福祉担当 竹内
電話 52-9871